Page	改正後	現行
新:-1 旧:参考資料-1	**ファームバンキング／ホームバンキング利用規定**	ファームバンキング／ホームバンキング利用規定
新:-1 旧:参考資料-1		
新:-1 旧:参考資料-1	南彩農業協同組合	南彩農業協同組合
新:-1 旧:参考資料-1		
新:-1 旧:参考資料-1		
新:-1 旧:参考資料-1	**1_ファームバンキング／ホームバンキング**	第1条　ファームバンキング／ホームバンキング
新:-1 旧:参考資料-1	ファームバンキング／ホームバンキング（以下、「本サービス」といいます。）は、パソコンやファクシミリなど当組合所定の端末機器を使用して、本サービスの契約者（以下、「契約者」といいます。）からの依頼に基づき、契約者の口座入出金明細等の情報を通知するサービス、契約者の口座残高等の情報を提供するサービス、振込・振替手続を行うサービス、その他当組合所定のサービスを本規定により行うものです。また、本サービスの契約者は、当組合に口座を保有し、本規定の内容を十分に理解したうえで本規定に同意し、当組合制定の申込みを行い、かつ当組合が当該申込みを承諾した本邦居住の方のみとします。	ファームバンキング／ホームバンキング（以下、「本サービス」といいます。）は、パソコンやファクシミリなど当組合所定の端末機器を使用して、本サービスの契約者（以下、「契約者」といいます。）からの依頼に基づき、契約者の口座入出金明細等の情報を通知するサービス、契約者の口座残高等の情報を提供するサービス、振込・振替手続を行うサービス、その他当組合所定のサービスを本規定により行うものです。また、本サービスの契約者は、当組合に口座を保有し、本規定の内容を十分に理解したうえで本規定に同意し、当組合制定の申し込みを行い、かつ当組合が当該申し込みを承諾した本邦居住の方のみとします。
新:-1 旧:参考資料-1	契約者は、本規定に基づき、自らの判断と責任において本サービスを利用してください。	契約者は、本規定に基づき、自らの判断と責任において本サービスを利用してください。
新:-1 旧:参考資料-1		
新:-1 旧:参考資料-1	**2_サービス取扱時間**	第2条　サービス取扱時間
新:-1 旧:参考資料-1	本サービスの取扱時間は、当組合所定の時間内とし、取扱時間は利用するサービスにより異なる場合があります。	本サービスの取扱時間は、当組合所定の時間内とし、取扱時間は利用するサービスにより異なる場合があります。
新:-1 旧:参考資料-1		
新:-1 旧:参考資料-1	**3_利用申込**	第3条　利用申込み
新:-1 旧:参考資料-1	(1)　本サービスの利用の申込みに際しては、当組合制定の書面（以下、「利用申込書」といいます。）により「住所」、「氏名」、「暗証番号」、その他必要事項を届け出てください。	1.　本サービスの利用の申し込みに際しては、当組合制定の書面（以下、「利用申込書」といいます。）により「住所」、「氏名」、「暗証番号」、その他必要事項を届け出てください。

Page	改正後	現行
新:-1 旧:参考資料-1		
新:-1 旧:参考資料-1	(2) 本サービスを利用できる口座は、契約者が利用申込書により指定した当組合所定の貯金種類の契約者名義口座（以下、「サービス利用口座」といいます。）とします。また、契約者が指定できる口座数は、当組合所定の範囲内とします。	2. 本サービスを利用できる口座は、契約者が利用申込書により指定した当組合所定の貯金種類の契約者名義口座（以下、「サービス利用口座」といいます。）とします。また、契約者が指定できる口座数は、当組合所定の範囲内とします。
新:-1 旧:参考資料-1	なお、本サービスの申込みの際には、サービス利用口座のうち一つの普通貯金口座または当座貯金口座を手数料決済口座として届け出ていただき、手数料決済口座の届出印を本サービスにおける届出印とします。	なお、本サービスの申し込みの際には、サービス利用口座のうち一つの普通貯金口座または当座貯金口座を手数料決済口座として届け出ていただき、手数料決済口座の届出印を本サービスにおける届出印とします。
新:-1 旧:参考資料-1		
新:-1 旧:参考資料-1	**4 本人確認**	第4条 本人確認
新:-1 旧:参考資料-1	本サービスでは、端末機器から送信された暗証番号と、当組合に登録されている暗証番号との一致の他、当組合が定める方法により契約者ご本人である旨の確認（以下、「本人確認」といいます。）を行います。	本サービスでは、端末機器から送信された暗証番号と、当組合に登録されている暗証番号との一致の他、当組合が定める方法により契約者ご本人である旨の確認（以下、「本人確認」といいます。）を行います。
新:-1 旧:参考資料-2	なお、本サービス利用に際して必要な暗証番号、その他本人確認方法の規格、設定方法等は、当組合が定めるものとし、当組合が必要とする場合には、これを変更することができるものとします。	なお、本サービス利用に際して必要な暗証番号、その他本人確認方法の規格、設定方法等は、当組合が定めるものとし、当組合が必要とする場合には、これを変更することができるものとします。
新:-2 旧:参考資料-2		
新:-2 旧:参考資料-2	**5 取引の依頼・依頼内容の確認等**	第5条 取引の依頼・依頼内容の確認等
新:-2 旧:参考資料-2	(1) 本サービスの取引の依頼は、「4 本人確認」を経た後、取引に必要な事項を当組合の指定する操作方法により行ってください。	1. 本サービスの取引の依頼は、第4条の本人確認手続を経た後、取引に必要な事項を当組合の指定する操作方法により行ってください。
新:-2 旧:参考資料-2		
新:-2 旧:参考資料-2	(2) 当組合が本サービスの取引の依頼を受けた場合、端末機器を通じて契約者に依頼内容を確認していただきます。その内容が正しい場合、当組合の指定する操作方法により、確認した旨を当組合に伝達してください。当組合が伝達された内容を確認した時点で当該取引の依頼が確定したものとして、契約者の有効な意思による、かつ依頼内容が真正なものとみなし取り扱います。また、依頼した取引については、本規定において特に定めのない限り、取消し、変更等はできないものとします。	2. 当組合が本サービスの取引の依頼を受けた場合、契約者に依頼内容を端末機器を通じて確認しますので、その内容が正しい時には、当組合の指定する操作方法により、確認した旨を当組合に伝達してください。当組合が伝達された内容を確認した時点で当該取引の依頼が確定したものとして、契約者の有効な意思により、かつ依頼内容が真正なものとみなし取り扱います。また、依頼した取引については、本規定において特に定めのない限り、取消、変更等はできないものとします。
新:-2		

Page	改正後	現行
旧:参考資料-2		
新:-2 旧:参考資料-2	(3) 取引の依頼事項・内容および取引の完了結果については、当組合が指定する方法（受付完了確認画面、依頼内容の照会機能、通帳等）により、契約者の責任において必ず確認してください。	3. 取引の依頼事項・内容および取引の完了結果については、当組合が指定する方法（受付完了確認画面、依頼内容の照会機能、通帳等）により、契約者の責任において必ず確認してください。
新:-2 旧:参考資料-2	なお、内容に不明な点がある場合等は、当組合にご確認ください。	なお、内容に不明な点がある場合等は、当組合にご確認ください。
新:-2 旧:参考資料-2		
新:-2 旧:参考資料-2	(4) 以下の事由等により、契約者から依頼された取引が処理できなかった場合には、当該取引が行われなかったことにより生じた損害について、当組合は責任を負いません。	4. 以下の事由等により、契約者から依頼された取引が処理できなかった場合には、当該取引が行われなかったことにより生じた損害について、当組合は責任を負いません。
新:-2 旧:参考資料-2	a 振込・振替手続の処理時において、振込金額と振込手数料の合計金額、振替金額または払込手続の処理時において、払込金額が支払元の貯金口座（以下、「支払指定口座」といいます。）の支払可能残高（当座貸越を利用できる場合は、その範囲内の金額を含みます。）を超えるとき。	(1) 振込・振替手続の処理時において、振込金額と振込手数料の合計金額、振替金額または払込手続の処理時において、払込金額が支払元の貯金口座（以下、「支払指定口座」といいます。）の支払可能残高（当座貸越を利用できる場合は、その範囲内の金額を含みます。）を超えるとき。
新:-2 旧:参考資料-2		
新:-2 旧:参考資料-2	b 振替手続において入金先の貯金口座が解約済みのとき。	(2) 振替手続において入金先の貯金口座が解約済みのとき。
新:-2 旧:参考資料-2		
新:-2 旧:参考資料-2	c 支払指定口座に対し契約者から支払停止もしくは解約の届出があり、それに基づき当組合が手続きを行ったとき。	(3) 支払指定口座に対し契約者から支払停止もしくは解約の届出があり、それに基づき当組合が手続を行ったとき。
新:-2 旧:参考資料-2		
新:-2 旧:参考資料-2	d 当組合の任意に定める回数を超えて暗証番号を誤って端末機器に入力したとき。	(4) 当組合の任意に定める回数を超えて暗証番号を誤って端末機器に入力したとき。
新:-2 旧:参考資料-2		
新:-2 旧:参考資料-2	e 差押えその他相当の事由が発生したとき。	(5) 差押その他相当の事由が発生したとき。
新:-2		
新:-2 旧:参考資料-3	(5) サービス利用口座について同日に複数の引落し（本サービス以外の引落しを含みます。）をする場合には、 その総額が支払指定口座の支払可能金額を超えるとき、そのいずれを引き落とすかは当組合の任意とします。また、万一、これにより損害が生じた場合でも、当組合は責任を	5. サービス利用口座について同日に複数の引き落とし（本サービス以外の引き落としを含みます。）をする場合には、 その総額が支払指定口座の支払可能金額を超えるとき、その何れを引き落とすかは当組合の任意とします。また、万一、これにより損害が生じた場合でも、当組合は責

Page	改正後	現行
	負いません。	任を負いません。
新:-2 旧:参考資料-3		
新:-3 旧:参考資料-3	**6_通知サービス**	第6条　通知サービス
新:-3 旧:参考資料-3		
新:-3 旧:参考資料-3	通知サービスとは、契約に基づき、契約者が当組合あて利用申込書により届け出たサービス利用口座に対する振込、取立て、自動引落および入出金明細をサービス利用者の端末に自動通知するサービスをいいます。	通知サービスとは、契約に基づき、契約者が当組合あて利用申込書により届け出たサービス利用口座に対する振込、取立、自動引落および入出金明細をサービス利用者の端末に自動通知するサービスをいいます。
新:-3 旧:参考資料-3		
新:-3 旧:参考資料-3	**7_照会サービス**	第7条　照会サービス_
新:-3 旧:参考資料-3	(1) 照会サービスとは、当組合が指定する操作方法により、契約者の依頼に基づき、あらかじめ指定されたサービス利用口座について、その残高や入出金明細など各種情報を提供するサービスをいいます。	1. 照会サービスとは、当組合が指定する操作方法により、契約者の依頼に基づき、あらかじめ指定されたサービス利用口座について、その残高や入出金明細など各種情報を提供するサービスをいいます。
新:-3 旧:参考資料-3		_
新:-3 旧:参考資料-3	(2) 照会サービスの利用時間および提供する各種情報の基準・範囲等は、当組合が別途定めた内容に基づくこととします。なお、当組合が別途定めた内容を変更する場合は、店頭表示、インターネットその他相当の方法で公表し、公表の際に定める適用開始日から適用されるものとします。	2. 照会サービスの利用時間および提供する各種情報の基準・範囲等は、当組合が別途定めた内容に基づくこととします。なお、当組合が別途定めた内容を変更する場合は、店頭表示、インターネットその他相当の方法で公表し、公表の際に定める適用開始日から適用されるものとします。
新:-3 旧:参考資料-3		
新:-3 旧:参考資料-3	(3) 当組合が提供した情報は、その残高・入出金明細を証明するものではありません。受入証券類の不渡りなど相当の事由がある場合には、契約者に通知することなく、変更または取消しをすることがあります。また、こうした変更・取消しのために生じた損害については、当組合は責任を負いません。	3. 当組合が提供した情報は、その残高・入出金明細を証明するものではありません。受入証券類の不渡など相当の事由がある場合には、契約者に通知することなく、変更または取消をすることがあります。また、こうした変更・取消のために生じた損害については、当組合は責任を負いません。
新:-3 旧:参考資料-3		
新:-3 旧:参考資料-3	**8_振込・振替サービス**	第8条　振込・振替サービス_

Page	改正後	現行
新:-3 旧:参考資料-3	(1) 振込・振替サービスとは、当組合が指定する操作方法により、契約者が指定した営業日（以下、「振込・振替指定日」といいます。）に、あらかじめ指定されたサービス利用口座の中から契約者が指定した支払指定口座から指定された金額を引き落とし、契約者が指定した当組合または当組合以外の金融機関の国内本支店の貯（預）金口座（以下、「入金指定口座」といいます。）へ入金することができるサービスをいいます。	1. 振込・振替サービスとは、当組合が指定する操作方法により、契約者が指定した営業日（以下、「振込・振替指定日」といいます。）に、あらかじめ指定されたサービス利用口座の中から契約者が指定した支払指定口座から指定された金額を引き落とし、契約者が指定した当組合または当組合以外の金融機関の国内本支店の貯（預）金口座（以下、「入金指定口座」といいます。）へ入金することができるサービスをいいます。
新:-3 旧:参考資料-3	なお、当組合以外の金融機関宛の振込のうち、一部の金融機関宛の振込については取扱いできない場合があります。	なお、当組合以外の金融機関宛の振込のうち、一部の金融機関宛の振込については取り扱いできない場合があります。
新:-3		
新:-3 旧:参考資料-4	(2) 入金指定口座への入金は、次のとおり取り扱います。	2. 入金指定口座への入金は、次のとおり取り扱います。
新:-3 旧:参考資料-4	a 支払指定口座と入金指定口座が当組合の同一店に属し、かつ同一名義の場合は、「振替」として取り扱います。	(1) 支払指定口座と入金指定口座が当組合の同一店に属し、かつ同一名義の場合は、「振替」として取り扱います。
新:-3 旧:参考資料-4		
新:-3 旧:参考資料-4	b 支払指定口座と入金指定口座が当組合の同一店に属していない場合、または支払指定口座と入金指定口座が当組合の同一店に属する場合であっても、その名義が異なる場合は、「振込」として取り扱い、当組合所定の振込手数料を支払指定口座からお支払いいただきます。	(2) 支払指定口座と入金指定口座が当組合の同一店に属していない場合、または支払指定口座と入金指定口座が当組合の同一店に属する場合であっても、その名義が異なる場合は、「振込」として取り扱い、当組合所定の振込手数料を支払指定口座からお支払いいただきます。
新:-3 旧:参考資料-4		
旧:参考資料-4	c 振込・振替指定日は、当組合の指定する操作方法により指定してください。この場合、指定日は当組合所定の期間からお選びいただきます。	(3) 振込・振替指定日は、当組合の指定する操作方法により指定してください。この場合、指定日は当組合所定の期間からお選びいただきます。
新:-4 旧:参考資料-4	なお、この期間を変更する場合は、店頭表示、インターネットその他相当の方法で公表し、公表の際に定める適用開始日から適用されるものとします。	なお、この期間を変更する場合は、店頭表示、インターネットその他相当の方法で公表し、公表の際に定める適用開始日から適用されるものとします。
新:-4 旧:参考資料-4		
旧:参考資料-4	d 振込・振替サービスにおける１日当たりの上限金額は当組合所定の金額の範囲内、かつ契約者が指定・登録した金額とします。	(4) 振込・振替サービスにおける１日当たりの上限金額は当組合所定の金額の範囲内、かつ契約者が指定・登録した金額とします。
新:-4 旧:参考資料-4	なお、この上限金額を変更する場合は、店頭表示、インターネットその他相当の方法で公表し、公表の際に定める適用開始日から適用されるものとします。	なお、この上限金額を変更する場合は、店頭表示、インターネットその他相当の方法で公表し、公表の際に定める適用開始日から適用されるものとします。
新:-4 旧:参考資料-4		
新:-4	e 契約者は、依頼した取引について当組合の定める処理を行うまでは、端末機器から当組合の指	(5) 契約者は、依頼した取引について当組合の定める処理を行うまでは、端末機器から当組合

Page	改正後	現行
旧:参考資料-4	定する操作方法により、取消しができるものとします。取引実行後の依頼内容の変更（以下、「訂正」といいます。）または取りやめ（以下、「組戻し」といいます。）は、原則として取扱いできません。ただし、当組合がやむを得ないものと認めて訂正・組戻しを承諾する場合には、当組合の定める方法で取り扱うこととし、この場合、振込手数料は返却しません。	の指定する操作方法により、取消ができるものとします。取引実行後の依頼内容の変更（以下、「訂正」といいます。）または取りやめ（以下、「組戻し」といいます。）は、原則として取り扱いできません。ただし、当組合がやむを得ないものと認めて訂正・組戻しを承諾する場合には、当組合の定める方法で取り扱うこととし、この場合、振込手数料は返却しません。
旧:参考資料-4		なお、組戻しを行う場合には、当組合所定の組戻手数料が別途必要となります。
新:-4 旧:参考資料-4		
新:-4 旧:参考資料-4	f 前号の組戻手続により、入金指定口座のある金融機関から振込金額が返却された場合には、当該取引の支払指定口座に入金します。ただし、組戻しができない場合がありますが、この場合には受取人との間で協議してください。	(6) 前号の組戻し手続により、入金指定口座のある金融機関から振込金額が返却された場合には、当該取引の支払指定口座に入金します。ただし、組戻しができない場合がありますが、この場合には受取人との間で協議してください。
旧:参考資料-4		なお、組戻しができなかった場合には、組戻手数料は返却します。
新:-4 旧:参考資料-4		
新:-4 旧:参考資料-5	**9 取引内容の記録等**	第9条 取引内容の記録等
新:-4 旧:参考資料-5	契約者の依頼内容・取引内容はすべて当組合において記録し、相当期間保存・管理するものとします。また、万一、これらの内容について契約者と当組合との間で疑義が生じたときは、当組合の電磁的記録等の内容を正当なものとして取り扱います。	契約者の依頼内容・取引内容はすべて当組合において記録し、相当期間保存・管理するものとします。また、万一、これらの内容について契約者と当組合との間で疑義が生じたときは、当組合の電磁的記録等の内容を正当なものとして取り扱います。
新:-4 旧:参考資料-5		
新:-4 旧:参考資料-5	**10 サービス利用手数料等**	第10条 サービス利用手数料等
新:-4 旧:参考資料-5	(1) 本サービスの利用に当たっては、当組合所定の利用手数料およびこれに伴う消費税を当組合所定の日に手数料決済口座から引き落とします。 なお、本サービスの契約期間中に解約される場合であっても、当組合は既に受け入れた利用手数料を返却しません。	1. 本サービスの利用に当たっては、当組合所定の利用手数料およびこれに伴う消費税を当組合所定の日に手数料決済口座から引き落とします。 なお、本サービスの契約期間中に解約される場合であっても、当組合は既に受け入れた利用手数料を返却しません。
新:-4 旧:参考資料-5		
新:-4 旧:参考資料-5	(2) 本サービスによる振込に当たっては、「8 振込・振替サービス」における振込手数料およびこれに伴う消費税を、振込手続の処理時に支払指定口座から引き落とします。	2. 本サービスによる振込に当たっては、第8条における振込手数料およびこれに伴う消費税を、振込手続の処理時に支払指定口座から引き落とします。
新:-4 旧:参考資料-5		

Page	改正後	現行
新:-4 旧:参考資料-5	(3) 本サービスにかかる利用手数料、振込・振替金、および振込手数料の引落しは、普通貯金規定、総合口座取引規定、当座勘定規定等にかかわらず、貯金通帳および払戻請求書または当座小切手の提出は不要として取り扱います。	3. 本サービスにかかる利用手数料、振込・振替金、および振込手数料の引き落としは、普通貯金規定、総合口座取引規定、当座勘定規定等にかかわらず、貯金通帳および払戻請求書または当座小切手の提出は不要として取り扱います。
新:-5 旧:参考資料-5		
新:-5 旧:参考資料-5	(4) 当組合は、利用手数料を変更する場合、店頭表示、インターネットその他相当の方法で公表し、公表の際に定める適用開始日から適用されるものとします。 また、これ以外の本サービスに関する諸手数料についても、改定あるいは新設する場合は同様の対応とします。	4. 当組合は、利用手数料を変更する場合、店頭表示、インターネットその他相当の方法で公表し、公表の際に定める適用開始日から適用されるものとします。 また、これ以外の本サービスに関する諸手数料についても、改定あるいは新設する場合は同様の対応とします。
新:-5 旧:参考資料-5		
新:-5 旧:参考資料-5	**11 暗証番号、セキュリティ等**	第11条 暗証番号、セキュリティ等
新:-5 旧:参考資料-5	(1) 暗証番号は、重要な情報です。暗証番号は、生年月日や電話番号、連続する文字数列の指定を避けたうえで、当組合の定める方法に基づき指定してください。また、暗証番号については、第三者に知られないよう契約者の責任において厳重に管理するとともに、契約者以外の方に使用されることがないようにも厳重に管理してください。管理が不十分であったことにより生じた損害については、当組合は責任を負いません。 なお、当組合から契約者に暗証番号を直接尋ねることはありません。	1. 暗証番号は、重要な情報です。暗証番号は、生年月日や電話番号、連続する文字数列の指定を避けたうえで、当組合の定める方法に基づき指定してください。また、暗証番号については、第三者に知られないよう契約者の責任において厳重に管理するとともに、契約者以外の方に使用されることがないようにも厳重に管理してください。管理が不十分であったことにより生じた損害については、当組合は責任を負いません。 なお、当組合から契約者に暗証番号を直接尋ねることはありません。
新:-5 旧:参考資料-5		
新:-5 旧:参考資料-6	(2) 本サービスの利用について当組合に登録された暗証番号と異なる暗証番号が連続して入力され、当組合の任意に定める回数に達した場合には、その暗証番号は無効となります。この場合、既に依頼済みで当組合が処理していない振込・振替等の依頼は有効に存続するものとして取り扱います。暗証番号を再設定する場合には、当組合所定の手続きを行ってください。	2. 本サービスの利用について当組合に登録された暗証番号と異なる暗証番号が連続して入力され、当組合の任意に定める回数に達した場合には、その暗証番号は無効となります。この場合、既に依頼済みで当組合が処理していない振込・振替等の依頼は有効に存続するものとして取り扱います。暗証番号を再設定する場合には、当組合所定の手続を行ってください。
新:-5 旧:参考資料-6		
新:-5 旧:参考資料-6	**12 解約等**	第12条 解約等
新:-5 旧:参考資料-6	(1) この契約は、当事者の一方の都合でいつでも解約することができるものとします。ただし、当組合に対する解約の通知は当組合制定の書面によることとし、当該解約は当組合の解約手続が完了した日から有効とします。また、当組合に対する解約の通知を受けてから解約手続を実際に行うまでに通常必要となる期間において生じた損害については、当組合は責任を負いません。	1. この契約は、当事者の一方の都合でいつでも解約することができるものとします。ただし、当組合に対する解約の通知は当組合制定の書面によることとし、当該解約は当組合の解約手続が完了した日から有効とします。また、当組合に対する解約の通知を受けてから解約手続を実際に行うまでに通常必要となる期間において生じた損害については、当組合は責任を負いません。

Page	改正後	現行
	なお、本サービスによる取引で未処理のものが残っている等、当組合が必要と認めた場合には、即時に解約できない場合があります。	なお、本サービスによる取引で未処理のものが残っている等、当組合が必要と認めた場合には、即時に解約できない場合があります。
新:-5 旧:参考資料-6		
新:-5 旧:参考資料-6	(2) 当組合が解約の通知を届出の住所に宛てて発信した場合において、その通知が受領拒否、転居先不明等の理由により契約者に到着しなかったときは、通常到達すべきときに到達したものとみなします。	2. 当組合が解約の通知を届出の住所に宛てて発信した場合において、その通知が受領拒否、転居先不明等の理由により契約者に到着しなかったときは、通常到達すべきときに到達したものとみなします。
新:-5 旧:参考資料-6		
新:-5 旧:参考資料-6	(3) 手数料決済口座が解約された場合は、この契約は解約されたものとします。	3. 手数料決済口座が解約された場合は、この契約は解約されたものとします。
新:-5 旧:参考資料-6		
新:-5 旧:参考資料-6	(4) サービス利用口座が解約された場合は、その口座におけるサービス利用を除きこの契約は有効とします。	4. サービス利用口座が解約された場合は、その口座におけるサービス利用を除きこの契約は有効とします。
新:-6 旧:参考資料-6		
新:-6 旧:参考資料-6	(5) 契約者が次の各号の事由に一つでも該当したときは、当組合は契約者に連絡・通知等することなく、本契約を直ちに解約できるものとします。	5. 契約者が次の各号の事由に一つでも該当したときは、当組合は契約者に連絡・通知等することなく、本契約を直ちに解約できるものとします。
新:-6 旧:参考資料-6	a 支払停止、破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始もしくは特別清算開始の申立てがあったとき。	(1) 支払停止、破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始もしくは特別清算開始の申立があったとき。
新:-6 旧:参考資料-6		
新:-6 旧:参考資料-6	b 手形交換所の取引停止処分を受けたとき。	(2) 手形交換所の取引停止処分を受けたとき。
新:-6 旧:参考資料-6		
新:-6 旧:参考資料-6	c 住所変更の届出を怠るなど契約者の責に帰すべき事由により、当組合において契約者の所在が不明となり、当組合の契約者に宛てた通知が届出の住所に到達しなくなったとき。	(3) 住所変更の届出を怠るなど契約者の責に帰すべき事由により、当組合において契約者の所在が不明となり、当組合の契約者に宛てた通知が届出の住所に到達しなくなったとき。
新:-6 旧:参考資料-6		

Page	改正後	現行
新:-6 旧:参考資料-6	d 1年以上の長期にわたり本サービスの利用がなかったとき。	(4) 1年以上の長期にわたり本サービスの利用がなかったとき。
新:-6		
新:-6 旧:参考資料-7	e 相続の開始があったとき。	(5) 相続の開始があったとき。
新:-6 旧:参考資料-7		
新:-6 旧:参考資料-7	f 当組合に支払うべき本規定における各種手数料が支払われなかったとき。	(6) 当組合に支払うべき本規定における各種手数料が支払われなかったとき。
新:-6 旧:参考資料-7		
新:-6 旧:参考資料-7	g 契約者が本邦の居住者でなくなったとき。	(7) 契約者が本邦の居住者でなくなったとき。
新:-6 旧:参考資料-7		
新:-6 旧:参考資料-7	h 利用規定および取引約定に違反したと当組合が認めたとき。	(8) 本サービスを利用して法令等に反する不正行為を図ったとき。
新:-6 旧:参考資料-7		
新:-6 旧:参考資料-7	i 次のいずれかに該当したことが判明した場合	
新:6	(a) 暴力団	
新:6	(b) 暴力団員	
新:6	(c) 暴力団準構成員	
新:6	(d) 暴力団関係企業	
新:6	(e) 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等	
新:6	(f) その他(a)～(e)に準ずる者	
新:6		
新:6	j 契約者が、自らまたは第三者を利用して次のいずれかに該当する行為をした場合	
新:6	(a) 暴力的な要求	
新:6	(b) 法的な責任を超えた不当な要求行為	

Page	改正後	現行
新:6	(c) 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為	
新:6	(d) 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当組合の信用を毀損し、または当組合の業務を妨害する行為	
新:7	(e) その他前各号に準ずる行為	
新:7	(f) 契約者・当組合間相互の信頼関係に疑義が生じる事由が発生したと当組合が認める行為	
新:7		
新:7	k 法令等(マネー・ローンダリング、テロ資金供与にかかる内外法令等を含む)や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると判断した場合、および、犯罪等への関与が疑われる等相応の事由があると判断した場合	
新:7		
新:7	l 契約者が当組合に届け出た事項の全部または一部につき、虚偽もしくは不正があることもしくは第三者によるなりすましがあることが判明した場合またはそれらの疑いがあると判断した場合	
新:7		
新:7	m 契約者が当組合に預託した資産(本サービスに関連して預託した資産に限らない)の全部または一部につき、犯罪行為によるなど不正に取得した疑いがあると判断した場合	
新:7		
新:7	n 当組合が、契約者の情報および具体的な取引の内容等を適切に把握するため、契約者に対し、各種確認や資料の提出等を求めたにもかかわらず、契約者が、当該依頼に対し正当な理由なく別途定める期日までに応じない場合	
新:7		
新:7 旧:7	o その他解約することを必要とする相当の事由が生じたとき。	(9) その他解約することを必要とする相当の事由が生じたとき。
新:7 旧:7		
新:7 旧:参考資料-7	**13 移管**	第13条 移管
新:7 旧:参考資料-7	(1) サービス利用口座を契約者の都合で移管する場合は、原則として本契約の内容は新しい取引店舗に引き継がれます。ただし、別途移管にかかる手続きを行っていただく必要があります。	1. サービス利用口座を契約者の都合で移管する場合は、原則として本契約の内容は新しい取引店舗に引き継がれます。ただし、別途移管にかかる手続を行っていただく必要があります。
新:7 旧:参考資料-7		

Page	改正後	現行
新:7 旧:参考資料-7	(2) サービス利用口座が店舗統廃合等、当組合の都合により移管された場合は、原則として本契約の内容は新しい取引店舗に引き継がれます。ただし、契約者に連絡のうえ、別途変更等の手続きを行っていただく場合もありますので、あらかじめご了承ください。	2. サービス利用口座が店舗統廃合等、当組合の都合により移管された場合は、原則として本契約の内容は新しい取引店舗に引き継がれます。ただし、契約者に連絡のうえ、別途変更等の手続を行っていただく場合もありますので、あらかじめご了承ください。
新:7 旧:参考資料-7		
新:7 旧:参考資料-7	**14 免責事項**	第 14 条 免責事項
新:7 旧:参考資料-7	(1) 当組合および金融機関等の共同システムの運営体が相当のシステム安全策を講じたにもかかわらず	1. 当組合および金融機関等の共同システムの運営体が相当のシステム安全策を講じたにもかかわらず
新:-7 旧:参考資料-7	a システム、端末機器、通信回線等の障害により、本サービスの取扱いに遅延・不能等が発生したために生じた損害	(1) システム、端末機器、通信回線等の障害により、本サービスの取り扱いに遅延・不能等が発生したために生じた損害
新:-8 旧:参考資料-7		
新:-8 旧:参考資料-7	b 公衆電話回線、専用電話回線、インターネット等の通信経過において盗聴・改ざん等がなされたことにより、パスワード等を含む契約者情報や取引情報等が漏洩したために生じた損害	(2) 公衆電話回線、専用電話回線、インターネット等の通信経過において盗聴・改ざん等がなされたことにより、パスワード等を含む契約者情報や取引情報等が漏洩したために生じた損害
新:-8 旧:参考資料-7	については当組合は責任を負いません。当組合からのそれぞれの取引受付終了メッセージを受信する前に回線等の障害等により取扱いが中断したと判断し得る場合には、障害回復後に当組合に受付の有無等を確認してください。	については当組合は責任を負いません。当組合からのそれぞれの取引受付終了メッセージを受信する前に回線等の障害等により取り扱いが中断したと判断し得る場合には、障害回復後に当組合に受付けの有無等を確認してください。
新:-8 旧:参考資料-7		
新:-8 旧:参考資料-8	(2) システム変更、災害・事変等の不可抗力、裁判所等公的機関の措置、その他やむを得ない事由があった場合、サービスの取扱いに遅延・不能等が発生したために生じた損害については、当組合は責任を負いません。	2. システム変更、災害・事変等の不可抗力、裁判所等公的機関の措置、その他やむを得ない事由があった場合、サービスの取り扱いに遅延・不能等が発生したために生じた損害については、当組合は責任を負いません。
新:-8 旧:参考資料-8		
新:-8 旧:参考資料-8	(3) 当組合が「4 本人確認」に従って本人確認を行ったうえで取引を実施した場合には、ソフトウェア、端末機器、暗証番号等につき、偽造・変造・盗用または不正利用その他の事故があっても、当組合は当該依頼を契約者の真正な意思に基づく有効なものとして取り扱い、そのために生じた損害については、当組合は責任を負いません。 ただし、損害の発生が盗取された暗証番号等を用いて行われた不正な振込等によるものである場合、個人の契約者は後記「15 本サービスの不正使用による振込等」による補てんの請求をすることができます。	3. 当組合が第 4 条に従って本人確認を行ったうえで取引を実施した場合には、ソフトウェア、端末機器、暗証番号等につき、偽造・変造・盗用または不正利用その他の事故があっても、当組合は当該依頼を契約者の真正な意思に基づく有効なものとして取り扱い、そのために生じた損害については、当組合は責任を負いません。 ただし、損害の発生が盗取された暗証番号等を用いて行われた不正な振込等によるものである場合、個人の契約者は後記第 15 条による補てんの請求をすることができます。

Page	改正後	現行
新:-8 旧:参考資料-8		
新:-8 旧:参考資料-8	(4) 本サービスに使用する端末機器、通信媒体が正常に稼動する環境については、契約者の責任において確保してください。当組合は、本規定により端末機器が正常に稼動することについて保証・確約するものではありません。万一、端末機器が正常に稼動しなかったことにより取引が成立しない、または成立した場合、これにより生じた損害については、当組合は責任を負いません。	4. 本サービスに使用する端末機器、通信媒体が正常に稼動する環境については、契約者の責任において確保してください。 当組合は、本規定により端末機器が正常に稼動することについて保証・確約するものではありません。万一、端末機器が正常に稼動しなかったことにより取引が成立しない、または成立した場合、これにより生じた損害については、当組合は責任を負いません。
新:-8 旧:参考資料-8		
新:-8 旧:参考資料-8	(5) 利用申込書等に押印された印鑑の印影と届出の印鑑の印影とを、当組合が相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いしたときは、これらの書類につき偽造、変造、盗難その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当組合は責任を負いません。	5. 利用申込書等に押印された印鑑の印影と届出の印鑑の印影とを、当組合が相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取り扱いしたときは、これらの書類につき偽造、変造、盗難その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当組合は責任を負いません。
新:-8 旧:参考資料-8		
新:-8 旧:参考資料-8	(6) その他当組合以外の金融機関等の責に帰すべき事由により生じた損害については、当組合は責任を負いません。	6. その他当組合以外の金融機関等の責に帰すべき事由により生じた損害については、当組合は責任を負いません。
新:-8 旧:参考資料-8		
新:-8 旧:参考資料-8	(7) 契約者が本規定により取り扱わなかったことによって生じた損害については、当組合は責任を負いません。	7. 契約者が本規定により取り扱わなかったことによって生じた損害については、当組合は責任を負いません。
新:-8 旧:参考資料-8		
新:-9 旧:参考資料-8	**15 本サービスの不正使用による振込等**	第15条 本サービスの不正使用による振込等
新:-9 旧:参考資料-8		
新:-9 旧:参考資料-8	(1) 個人の契約者のご利用の場合、盗取された暗証番号等を用いて行われた不正な振込等（以下、「不正な振込等」といいます。）については、次の各号のすべてに該当する場合、個人の契約者は当組合に対して不正な振込等にかかる損害（手数料や利息を含みます。）の額に相当する金額の補てんを請求することができます。	1. 個人の契約者のご利用の場合、盗取された暗証番号等を用いて行われた不正な振込等（以下、「不正な振込等」といいます。）については、次の各号のすべてに該当する場合、個人の契約者は当組合に対して不正な振込等にかかる損害（手数料や利息を含みます。）の額に相当する金額の補てんを請求することができます。
新:-9 旧:参考資料-8		
新:-9	a 不正な振込等に気づいてからすみやかに、当組合への通知が行われていること。	(1) 不正な振込等に気づいてからすみやかに、当組合への通知が行われていること。

Page	改正後	現行
旧:参考資料-9		
新:-9 旧:参考資料-9		
新:-9 旧:参考資料-9	b 当組合の調査に対し、契約者から十分な説明が行われていること。	(2) 当組合の調査に対し、契約者から十分な説明が行われていること。
新:-9 旧:参考資料-9		
新:-9 旧:参考資料-9	c 警察署等の捜査機関に対し、被害事実等の事情説明が行われていることが確認できるものを当組合に示していること。	(3) 警察署等の捜査機関に対し、被害事実等の事情説明が行われていることが確認できるものを当組合に示していること。
新:-9 旧:参考資料-9		
新:-9 旧:参考資料-9	(2) 前項の請求がなされた場合、不正な振込等が契約者の故意または重過失による場合を除き、当組合は当組合へ通知が行われた日の 30 日（ただし、当組合に通知することができないやむを得ない事情があることを契約者が証明した場合は、30 日にその事情が継続している期間を加えた日数とします。）前の日以降になされた不正な振込等にかかる損害（手数料や利息を含みます。）の額に相当する金額を補てんするものとします。ただし、不正な振込等が行われたことについて、当組合が善意かつ無過失であり、かつ、不正な振込等にかかる損害が契約者の過失に起因する場合は、当組合は被害状況等を勘案のうえ、補てん対象額を減額した金額を補てんする場合があります。	2. 前項の請求がなされた場合、不正な振込等が契約者の故意または重過失による場合を除き、当組合は当組合へ通知が行われた日の 30 日（ただし、当組合に通知することができないやむを得ない事情があることを契約者が証明した場合は、30 日にその事情が継続している期間を加えた日数とします。）前の日以降になされた不正な振込等にかかる損害（手数料や利息を含みます。）の額に相当する金額を補てんするものとします。ただし、不正な振込等が行われたことについて、当組合が善意かつ無過失であり、かつ、不正な振込等にかかる損害が契約者の過失に起因する場合は、当組合は被害状況等を勘案のうえ、補てん対象額を減額した金額を補てんする場合があります。
新:-9 旧:参考資料-9		
新:-9 旧:参考資料-9	(3) 前記(1)・(2)の規定は前記(1)にかかる当組合への通知が、暗証番号等の盗取が行われた日（当該盗取が行われた日が明らかでないときは、不正な振込等が最初に行われた日）から 2 年を経過する日後に行われた場合には、適用されないものとします。	3. 前記 1・2 の規定は前記 1 にかかる当組合への通知が、暗証番号等の盗取が行われた日（当該盗取が行われた日が明らかでないときは、不正な振込等が最初に行われた日）から 2 年を経過する日後に行われた場合には、適用されないものとします。
新:-9 旧:参考資料-9		
新:-9 旧:参考資料-9	(4) 前記(1)の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する場合には、当組合は補てんの責任を負いません。	4. 前記 1 の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する場合には、当組合は補てんの責任を負いません。
新:-9 旧:参考資料-9		
新:-9 旧:参考資料-9	a 不正な振込等が行われたことについて、当組合が善意かつ無過失であり、かつ、次のいずれかに該当する場合	(1) 不正な振込等が行われたことについて、当組合が善意かつ無過失であり、かつ、次のいずれかに該当する場合
新:-9	(a) 不正な振込等にかかる損害が契約者の重大な過失に起因する場合	a 不正な振込等にかかる損害が契約者の重大な過失に起因する場合

Page	改正後	現行
旧:参考資料-9		
新:-9 旧:参考資料-9	(b) 契約者の配偶者、二親等以内の親族、同居の親族、その他の同居人、または家事使用人（家政婦等）によって行われた場合	b 契約者の配偶者、二親等以内の親族、同居の親族、その他の同居人、または家事使用人（家政婦等）によって行われた場合
新:-9 旧:参考資料-9	(c) 契約者が被害状況についての当組合に対する説明において、重要な事項について偽りの説明を行った場合	c 契約者が被害状況についての当組合に対する説明において、重要な事項について偽りの説明を行った場合
新:-10 旧:参考資料-9		
新:-10 旧:参考資料-9	b 戦争、暴動等による著しい社会秩序の混乱に乗じ、またはこれに付随して暗証番号等が盗取された場合	(2) 戦争、暴動等による著しい社会秩序の混乱に乗じ、またはこれに付随して暗証番号等が盗取された場合
新:-10 旧:参考資料-9		
新:-10 旧:参考資料-10	(5) 当組合が前記(2)に定める補てんを行う場合、不正な振込等の支払原資となった貯金（以下、「対象貯金」といいます。）について、契約者に払戻しを行っている場合には、この払戻しを行った額の限度において、補てんは行わないものとします。また、契約者が不正な振込等を行ったものから損害賠償または不当利得返還を受けた場合も、その受けた限度において同様とします。	5. 当組合が前記 2 に定める補てんを行う場合、不正な振込等の支払原資となった貯金（以下、「対象貯金」といいます。）について、契約者に払戻しを行っている場合には、この払戻しを行った額の限度において、補てんは行わないものとします。また、契約者が不正な振込等を行ったものから損害賠償または不当利得返還を受けた場合も、その受けた限度において同様とします。
新:-10 旧:参考資料-10		
新:-10 旧:参考資料-10	(6) 当組合が前記(2)により補てんを行った場合には、当該補てんを行った金額の限度において、対象貯金に関する権利は消滅します。	6. 当組合が前記 2 により補てんを行った場合には、当該補てんを行った金額の限度において、対象貯金に関する権利は消滅します。
新:-10 旧:参考資料-10		
新:-10 旧:参考資料-10	(7) 当組合が前記(2)により補てんを行ったときは、当組合は当該補てんを行った金額の限度において、盗取された暗証番号等により不正な振込等を行った者その他の第三者に対して契約者が有する損害賠償請求権または不当利得返還請求権を取得するものとします。	7. 当組合が前記 2 により補てんを行ったときは、当組合は当該補てんを行った金額の限度において、盗取された暗証番号等により不正な振込等を行った者その他の第三者に対して契約者が有する損害賠償請求権または不当利得返還請求権を取得するものとします。
新:-10 旧:参考資料-10		
新:-10 旧:参考資料-10	**16 届出事項の変更等**	第 16 条 届出事項の変更等
新:-10 旧:参考資料-10	サービス利用口座を含む本サービスに関する印章、住所、氏名、電話番号、その他の届出事項に変更があったときは、当組合の定める方法（本規定および各種貯金規定ならびにそれら以外の規定で定める方法）に従い直ちに当組合に届け出てください。この届出は、当組合の変更処理が完了した後に有効となります。	サービス利用口座を含む本サービスに関する印章、住所、氏名、電話番号、その他の届出事項に変更があったときは、当組合の定める方法（本規定および各種貯金規定ならびにそれら以外の規定で定める方法）に従い直ちに当組合に届け出てください。この届出は、当組合の変更処理が完了した後に有効となります。

Page	改正後	現行
新:-10 旧:参考資料-10		
新:-10 旧:参考資料-10	**17_サービスの休止**	第17条　サービスの休止
新:-10 旧:参考資料-10	当組合は、システムの定期的な保守点検、安全性の維持・向上、その他必要な事由がある場合は、本規定に基づくサービスを休止することができるものとします。また、この休止の時期・内容等に関する契約者への告知については、当組合任意の方法によることとします。	当組合は、システムの定期的な保守点検、安全性の維持・向上、その他必要な事由がある場合は、本規定に基づくサービスを休止することができるものとします。また、この休止の時期・内容等に関する契約者への告知については、当組合任意の方法によることとします。
新:-10 旧:参考資料-10		
新:-10 旧:参考資料-10	**18_サービスの廃止**	第18条　サービスの廃止
新:-10 旧:参考資料-10	当組合は、本サービスで実施しているサービスの一部または全部について廃止する場合、店頭表示、インターネットその他相当の方法で公表し、公表の際に定める適用開始日から適用されるものとします。また、サービス廃止時には、本規定を変更する場合があります。	当組合は、本サービスで実施しているサービスの一部または全部について廃止する場合、店頭表示、インターネットその他相当の方法で公表し、公表の際に定める適用開始日から適用されるものとします。また、サービス廃止時には、本規定を変更する場合があります。
新:-10 旧:参考資料-10		
新:-10 旧:参考資料-11	**19_本規定の変更**	第19条　本規定の変更
新:-10 旧:参考資料-11	(1)　当組合は、「18　サービスの廃止」に基づく他、必要に応じて本規定の内容および利用方法（当組合の所定事項を含みます。）を変更することができるものとします。本規定は民法に定める定款約款に該当し、本規定の各条項は金融情勢その他諸般の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、民法の定型約款の変更の規定に基づいて変更するものとします。	1.当組合は、第18条に基づく他、必要に応じて本規定の内容および利用方法（当組合の所定事項を含みます。）を変更することができるものとします。本規定は民法に定める定款約款に該当し、本規定の各条項は金融情勢その他諸般の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、民法の定型約款の変更の規定に基づいて変更するものとします。
新:-11 旧:参考資料-11		
新:-11 旧:参考資料-11	(2)　前項による本規定の変更は、変更後の規定の内容を、店頭表示、インターネットその他相当の方法で公表し、公表の際に定める適用開始日から適用されるものとします。	2.前項による本規定の変更は、変更後の規定の内容を、店頭表示、インターネットその他相当の方法で公表し、公表の際に定める適用開始日から適用されるものとします。
新:-11 旧:参考資料-11		
新:-11 旧:参考資料-11	**20_リスクの承諾**	第20条　リスクの承諾
新:-11 旧:参考資料-11	本サービスの機能は、当組合所定のセキュリティ手段、盗聴等の不正利用等のリスク対策、および本人確認をしておりますので、これらについて十分理解し、リスクの内容に承諾を行ったう	本サービスの機能は、当組合所定のセキュリティ手段、盗聴等の不正利用等のリスク対策、および本人確認をしておりますので、これらについて十分理解し、リスクの内容に承諾を行ったう

Page	改正後	現行
	えで本サービスの利用を行うものとします。	えで本サービスの利用を行うものとします。
新:-11 旧:参考資料-11		
新:-11 旧:参考資料-11	**21_関係規定の適用・準用**	第21条_関係規定の適用・準用_
新:-11 旧:参考資料-11	(1) この規定に定めのない事項については、普通貯金規定、総合口座取引規定、当座勘定規定等関係する各規定により取り扱います。また、これらの規定と本規定との間に齟齬がある場合には、本サービスに関しては本規定を優先して適用するものとします。	1. この規定に定めのない事項については、普通貯金規定、総合口座取引規定、当座勘定規定等関係する各規定により取り扱います。また、これらの規定と本規定との間に齟齬がある場合には、本サービスに関しては本規定を優先して適用するものとします。
新:-11 旧:参考資料-11		
新:-11 旧:参考資料-11	(2) 振込取引に関する振込通知の発信後の取扱いで、本規定に定めのない事項については、振込規定を準用します。	2. 振込取引に関する振込通知の発信後の取り扱いで、本規定に定めのない事項については、振込規定を準用します。
新:-11 旧:参考資料-11		
新:-11 旧:参考資料-11	**22_契約期間**	第22条_契約期間_
新:-11 旧:参考資料-11	この契約の当初契約期間は、開始日（「ファームバンキング／ホームバンキング利用申込書」に記載の開始年月日）から1年後の応当日が属する月の月末日までとし、契約期間満了までに契約者または当組合から特段の申出のない限り、この契約は期間満了日の翌日から1年間継続されるものとします。継続後も同様とします。	この契約の当初契約期間は、開始日（「ファームバンキング／ホームバンキング利用申込書」に記載の開始年月日）から1年後の応当日が属する月の月末日までとし、契約期間満了までに契約者または当組合から特段の申出のない限り、この契約は期間満了日の翌日から1年間継続されるものとします。継続後も同様とします。
新:-11 旧:参考資料-11		
新:-11 旧:参考資料-11	**23_譲渡、質入れ等の禁止**	第23条_譲渡、質入れ等の禁止_
新:-11 旧:参考資料-11	本サービスに基づく契約者の権利は、第三者への貸与を含め譲渡、質入れ等はできません。	本サービスに基づく契約者の権利は、第三者への貸与を含め譲渡、質入れ等はできません。
新:-11 旧:参考資料-11		
新:-11 旧:参考資料-12	**24_準拠法・合意管轄**	第24条_準拠法・合意管轄_
新:-11 旧:参考資料-12	本規定の準拠法は日本法とします。本サービスに関する訴訟については、当組合本店の所在地を管轄する管轄裁判所とします。	本規定の準拠法は日本法とします。本サービスに関する訴訟については、当組合本店の所在地

Page	改正後	現行
		を管轄する管轄裁判所とします。

附則（2025J 革特発第 421 号）

（実施日）

この規定は、2025 年 10 月 1 日から実施する。